

キリスト教と女性の権利の歴史

講演	三木 メイ [みき・めい]
講師紹介	同志社大学神学部嘱託講師 日本聖公会京都教区司祭

キリスト教と女性の問題について考え始めた理由

今回、「キリスト教と女性の権利の歴史」というテーマでお話させていただきます。三木メイです。現在、私が神学部嘱託講師として担当しているのは「キリスト教と女性」と「フェミニスト神学」のクラスです。学生の皆さんは、キリスト教学やキリスト教史などについて他の先生の授業で学んでいると思いますが、「女性」というテーマでキリスト教やキリスト教史について学ぶ機会は少ないかもしないと思います。特に、「女性の権利の歴史」については知らない方が多いと思われるので、このテーマでお話をさせていただくことにしました。

私が「女性」の問題に注目したのは理由があります。それは、私が所属している聖公会というイギリス国教会系のキリスト教会では、長い間当然のこととして女性は男性のように牧師になることはできなかったのです。ところが1970年代の女性解放運動やフェミニズムの潮流が活発化してきた頃から、女性の聖職（＝牧師）を実現させようという動きが表面化してきました。それで各国の聖公会でそれぞれ協議して、女性聖職実現のための議案が可決したところから女性の聖職者を誕生させていいことになったのです。しかし、日本聖公会ではなかなか協議が進まず、1992年にイギリス聖公会で議案が可決された後も、日本では反対派が多数を占める状況が続き、ようやく日本で可決したのは1998年でした。私はその間、他の人たちと協力して約11年間、女性の司祭を実現するための運動を同志の方々と一緒にやってきました。その間いろんなことを学びましたし、考えました。なぜ男性に認められていることが女性には認められていないのだろうか。その理由は何なのだろう、という疑問が出发点でした。歴史を学ぶとそのような疑問をもった女性がたくさんいたことがわかりました。そして、聖書の中にも、キリスト教会の中にも、いろいろ課題があるということに気づいていったのです。

聖書の中の女性たち

キリスト教の正典である聖書は、旧約聖書は紀元前の時代に、そして新約聖書は紀元後50年頃から大体120年頃に伝承されて、文書として成立したと考えられています。そして、その古代の時代には長く家父長制社会が続いていて、男性優位の考え方が一般的だったのです。そして女性は、幼い頃は父親に守られ、結婚したら夫に従い、子供を産んで後継者を育てる、というのが最も重要な仕事とされていました。人類の歴史においては、他の民族と戦争をして勝ち続けていかなければ生きられないという状況がとて長く続いていたのですから、男が戦いに出て行き、女が家庭を守って子育てして跡取りを作っておくという役割分担は、人間が生きて延びて繁栄していくための必須条件だったと言えるでしょう。そういう家父長制社会の時代の価値観の影響は、聖書のあちこちに見ることができま

す。例えば、旧約聖書の出エジプト記20章に「モーセの十戒」が記されていますが、その最後の十番目はこう書いてあります。「隣人の家を欲してはならない。隣人の妻、男女の奴隷、牛、ろばなど隣人のものを一切欲してはならない。」（出エジプト記20章17節）

ここでは「妻」は他の所有物と並べられ、男性の所有物の一つとして扱われています。一人の人間としての権利や尊厳という考え方は全くなかった時代なのです。

そして、創世記にはイスラエルの信仰的父祖と言われるアブラハムの物語が書かれています。アブラハムの妻はサライという美しい女性でした。彼らがエジプトに滞在することになった時、アブラハムはサライにあるお願いをしています。それは、「お前が私の妻だとエジプト人が知ったら、私を殺してお前を奪おうとするだろう。だから、私の妹だということにしてくれ」そう言って、結局彼女はエジプトのファラオ（＝王）の寵愛を受けることになったのです。（創世記12章11-20節）これは、自分が殺されないために、夫が妻を妹だと言って権力者に差し出した、ということですね。ひどい夫ですね。でも、アブラハムは旧約聖書の中で決してひどい男として書かれているわけではなくて、むしろイスラエルの神信仰の出发点となった偉大な人物として語り継がれています。この物語の中では、この出来事によって、彼が神から罰を受けたという記述はありません。そのくらい、家父長である男性は妻をどのように扱ってもいいのだ、という考えが当たり前にあったのだらうと想像できるのです。つまり、今私たちが大切なことと考えている一人の人間の尊厳とか、人権を守るという思想は全くなかったと思われるのです。にもかかわらず、神は私たち人間を愛してくださっているという信仰は語り伝えられ、聖書には神様を心から信仰しながら必死に生きようとする多くの女性たちの姿が描き出されています。

また、新約聖書の中には、「婦人は、静かに、全く従順に学ぶべきです。婦人が教えたり、男の上に立ったりするのを、わたしは許しません」（テモテへの手紙一2章11-12節）とか、「婦人たちは、教会では黙っていなさい。婦人たちは語る事が許されていません。律法も言っているように、婦人たちは従う者でありなさい」（コリントの信徒への手紙一14章34節）というように、女性は男性に従順に従って、大人しく静かにしていなさい、という箇所がいくつかあります。これはイエスが語った言葉ではありません。イエスが殺された後に、キリスト教を宣教した人が書いた手紙の中に出てくる言葉です。これを今読むと性差別的な発言だと感じるのが普通だろうと思います。家父長制社会においては、家父長である男性の権威と権力を尊重して、女性と子どもは家父長の男性を尊（たつと）ぶことで、外部からの危険から守られて衣食住を確保された生活ができるという社会構造になっていたのだから、その構造や秩序が歪んでしまうことを極力避ける必要があったのでしょう。

しかし、なぜここで弟子たちが離れた地域の教会への手紙にこのようなことを書いたのか、その背景を想像してみますと、初期のキリスト教会では、女性がリーダーシップをとって、イエス・キリストの福音を教えるについて、男性にも語り伝えていた人がいる程度位ではないかと考えられるわけです。

「婦人たちは教会では黙っていなさい」と、わざわざ手紙に書かなくてはしなかったのは、教会でキリストの福音について熱心に語って、なおかつ夫に従わないで行動する女性たちが、ある程度たくさん存在したからではないかと、想像できます。福音書に登場してくるマグダラのマリア、そしてバタニアのマルタやその他の女性たちも、初期の信仰共同体において、主体的にイエスに従っていき、彼をサポートし続け、イエスが殺された後も、キリストの福音を語り伝えて、弟子としての役割を担っていた可能性が十分あります。（参考文献 E・S・フィオルンツァ『彼女を記念して―フェミニスト神学によるキリスト教起源の再構築』山口里子訳 日本基督教団出版局 1990年）

しかし、家父長制社会の中で女性がリーダーシップをとっているグループがあったとしたら、それは異端的な怪しい団体だと当時は見なされたでしょう。イエスも弟子たちもユダヤ教徒だったので、当時のユダヤ社会は家父長制的な価値観が一般的だったので、おそらくそんなグループは警戒されたらうと思います。そして、初期のキリスト教会が迫害を受けて、教会内でもこれは何となくしてはというので、 「女性は教会では黙っていなさい」という手紙を書いたのかも知れません。ですから、当時の特殊な状況の中で書かれた手紙の内容だと考えられます。

キリスト教会と女性

しかし、こういう女性に対する抑圧、差別と感じられるような考え方は、残念ながらこの後の時代にもずっと受け継がれていきました。それは、キリスト教神学の基礎を築いた初代教父たちの文獻にも見られます。例えば、古代キリスト教思想を構築した教父、アウグスティヌスは「事物の秩序が、女性を男性に従属せしめる」「男性だけが神のかたちであり、栄光である」と書いています。それから、中世イタリアのスコラ学者のトマス・アクィナスは「この種の従たる立場によって、女性は当然男性に服従するものである。なぜなら、男性は理性的思慮に優れているからである」と書いています。（参考文献 メアリー・デリール『教会と第二の性』岩田澄江訳 未来社 1981年）

人間は誰でも、自分が生まれた時代、育った時代の社会で常識とされている価値観、これが正しいと言われている考え方を、いつの間にか自分の中に取り込んでしまう傾向があります。これを「刷り込み」と言いますね。家父長制社会が長く続き、その中で生きてきた男性たちが、その社会の価値観の影響を受けて、これが真実に正しい考え方だと信じて、書き残しているのです。聖書は、そういう男性たちによって伝承され、男性たちによって編集されて伝えられてきたものです。そして、聖書の言葉を読んで、それを解釈して、人々に神の教えを語ってきたのが男性だけだった歴史が長く続いたのです。だから男性優位の価値観が含まれているのは当然なのです。

ここで皆さんには是非覚えておいていただきたいことは、今の時代に生きている私たちが、今常識だと思っている事柄、これが正しい価値観だと理解していることは、何十年か何百年か後の人々から見ると全然常識ではない、または正しい価値観ではない、と見なされる可能性があるということです。だから、他の人がそう考えているならそれでいいのだらうと考えるのではなく、本当にそれは正しいと言えるのか、自分はどう感じているのか、自分と違う考えや価値観をもつ人はどこにどれだけいるのだらうか、それはなぜなのだらうか、と多角的に柔軟に思考を巡らせていけるようになってください。それが、自分自身が歩いていく道を見定めていく場合にとても重要になる、ということ覚えておいてほしいのです。

それは、今日お話しするような歴史から学ぶことができます。

聖書やキリスト教会の歴史の中に、女性を男性と対等の存在と見なしていないと思われる箇所を取り上げてご紹介しましたが、それにもかかわらず、女性のクリスチャンは昔も今もたくさんいます。今は女性の牧師も、私のような女性の聖職者もいます。昔から、熱心なキリスト教信仰を持ち続けてきた女性のキリスト者はたくさんいるのです。不思議ですね。現在、私の所属する日本聖公会の信徒の60～65%は女性です。いろんな理由が考えられるのですが、一つは、まずイエス・キリスト自身が女性差別的な言動を行なった形跡は聖書にはないということです。それどころか、さまざまな理由によって差別されていた女性、苦しんでいる女性たちとイエスが出会って、彼女たちに救いと福音をもたらした、という物語が多く書き記されています。そして、救われた女性のうち何人かは、その後もイエスに従って弟子として仕えていたと思われる。それは、イエス・キリストが何よりも大切な教えとして「神の愛」と「隣人への愛」を語り伝えかつ実践しており、それに感銘を受けた女性が多かったからだだと思います。そして、その教えはどんな時代においても、どんな地域や社会においても、常に大切な普遍的な教えとして受け継がれていったのです。

「人権」思想が登場してきた時代

これまで、聖書の中にも、キリスト教会の中にも女性差別的な考え方が見られる箇所があることをご紹介しました。そこには、女性の人間としての尊厳を傷つける内容がありますが

ら、「女性の人権」は守られていなかった、ということがわかります。「人権」が大切だという思想が明確に最初に世界に広く公表されたのは、1776年アメリカの「独立宣言」でしょう。この宣言の中には「すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の不可譲の権利を賦与され、そのなかに、生命、自由および幸福追求の権利が含まれることを信ずる。」という言葉が記されています。この「造物主」というのは、聖書の中の天地創造の「神」のことです。その神の前に人間は平等に造られて、生まれながらに譲ることのできない権利、つまり生命と自由とを守る権利、幸福を追求する権利が与えられている存在だと信じる、と宣言しているのです。（参考文献 辻村みよ子『女性と人権—歴史と理論から学ぶ』 日本評論社 1997年307頁）

このように「人権」の思想を柱として社会変革する流れは1789年のフランス革命へと繋がっていきます。革命が起こった年に発表されたフランスの「人および市民の権利宣言」の中には、こういう言葉があります。

「人の譲りわたすことのできない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言において提示する（中略）最高存在の前に、かつ、その庇護のもとに、以下のような人および市民の諸権利を承認し、宣言する。」（同 303頁）

ここでは「最高存在」という表現ですが、「神」のことをこう表現して、人権が誰にも犯されることのないものである、と宣言しています。このように、アメリカでもフランスでも、人権思想が最も尊ぶべき事柄であり、神から与えられたものとして尊重していくという思想を基にして、新たな国を作っていくと考えようになったのです。

女性の権利を求める女性たち

神の前にすべての人は平等なのだ、すべての人に決して譲ることのできない自然的権利を与えられている、という考えによって、新たな社会を形成しようとするならば、これまでとは異なる新しい法律を成立させていく必要があります。その法律が男女平等の権利を保障していたかという点、残念ながらそうではありませんでした。

まずフランスですが、1789年7月にバスティーユ襲撃によって革命が勃発しました。そして8月に「人権宣言」が成立しました。すべての人が自由かつ権利において平等であること（第一条）。すべての結合（政府ないし国家）の目的が、人の自然権の保全にあること（第二条）が定められ、「人権」が国家よりも先にあって、国家は「人権」を守るために存在していることが明らかにされました。その自然権とは、自由、安全、所有、圧制に対する抵抗の四つであり、自由、安全、所有については、今日でいう精神的自由（思想や表現の自由）、身体的自由（不当な逮捕、拘留などからの自由）、経済的自由（財産の不可侵）が具体的に規定されていました。この宣言の内容は、普遍的な人権宣言の典型として高く評価されて、世界各国の人権保障に大きな影響を与えてきました。（同 43—44頁）

しかし、この宣言が採択された同年12月の法令は「男子制限間接選挙制」でした。市民を「能動市民」と「受動市民」に分けて、選挙権は能動市民に限定し、その資格は25歳以上のフランス人男性で規定の税金を支払い、奉公人の身分でないこと、と定められていました。つまり、すべての女性と、税金を支払えない庶民の男性と、外国人は「受動市民」であるとされて、政治的権利が制限されていたのです。（同 44—49頁）

皆さん、これはひどいと思うでしょうね。しかし、このような女性の権利の排除は、フランス革命期には当然のことと考えられていたのです。

人権宣言の中の「すべての人」と「すべての市民」の中に、女性および女性市民が含まれていないことに気づいた人たちが、1789年に女性の権利や両性の平等について陳情書を提出したそうですが、男性議員ばかりの議会で全く取り上げられなかったそうです。ですから、この人権宣言は、実質的には「男性および男性市民のための人権宣言」だったのです。そのことをいち早く鋭く見抜いた女性がいました。オランプ・ドゥ・グージュという女性の劇作家です。彼女は、当時の議会による女性の権利の無視を批判するために、「女性および女性市民の権利の宣言（女権宣言）」を書きました。彼女はどのような人かという点、17歳で結婚し、1年後には夫と死別して、幼児を連れてパリで劇作家として活動していた、いわゆるシングルマザーだったのです。40歳を過ぎた頃から革命に身を投じて、政治的文書や国民議会への請願書を書くようになりました。そして、1791年にその「女権宣言」の文書を書いて、公表しました。その後彼女は、女性の政治活動に対する攻撃が強くなった1793年7月に反革命容疑で逮捕され、11月2日に裁判を受け、3日には断頭台で処刑されて、殺されてしまったのです。（同 52—55頁）

この女権宣言は、1789年の「人および市民の権利宣言」の構成や文言をほとんど踏襲して、「人」の箇所を「女性」または「男性と女性」に置き換えて、「市民」の箇所を「女性市民」または「男性市民と女性市民」と置き換えて書いてあります。第一条前段では「女性は、自由なものであるとして生まれ、かつ、権利において男性と平等なものであるとして生存する」と書いています。（同 303頁）これは現在では当然の考えですが、当時は、彼女のこの文書は死刑に当たる罪だとされたのです。

後に、この文書の内容は当時の女性たちの要求を体系的に集約したのものとして、フランスのフェミニズムの歴史に貴重な1ページを印した、と言われるようになりました。そして、単なる「人権宣言」の女性版というだけでなく、時代と歴史を超える普遍的な女性の権利宣言だ、と位置付けられています。

アメリカでの女性解放運動

女性キリスト者として、アメリカで最初に女性の権利を求めて、女性解放運動を始めたのは、クエーカー教徒のサラ・グリムケとクレシア・モットだろつとされています。彼女たちは、当初は奴隷解放運動を推進していたリーダーだったのです。サラ・グリムケはアメリカ南部の裕福な家庭の出身でしたが、自分の家の奴隷となっていた人々の解放運動をするために家を出て、アメリカ北部に行きました。その頃は、女性が公衆の前で演説をするなんてとんでもないと考えられていたのですが、彼女はそういう批判にもめげずに解放運動に身を献げていました。そして、ある時、ロンドンでの奴隷制廃止のための大会に出席した時、代表として行ったのに女性には代表者としての席が用意されていないという出来事に遭遇しました。それで女性の権利を求めるため女性解放運動も始めることになりました。ロンドンで出会ったエリザベス・キャディ・スタントンと一緒に彼女たちは、1848年にニューヨーク州のセネカ・フォールズというところで、「女性の権利獲得のための集会」を計画し開催しました。そこでさまざまな議論を行なった末に、「女性の所信宣言」を発表します。これは、アメリカの「独立宣言」の言葉の一部を「女性」に置き換えて「すべての『男女』は平等に造られ、造物主によって一定の不可譲の権利を与えられ」と書いただけでなく、男性が女性の権利を侵害してきたことに対して痛烈に批判する内容を含んでいます。例えば、「人類の歴史は、男性が女性の上に絶対的な専制を確立することを直接的な目的とした、男性の女性に対する権利侵害と篡奪のくりかえしの歴史である。」「男性は、選挙権という女性の不可譲の権利を行使することを女性に対して決して認めなかった。」「男性は、女性が十分な教育を受ける機会を女性に対して拒否した。すべての大学は女性に対して門戸を閉ざした。」（同 308—309頁）

そうす。 「独立宣言」もその内容は人権の理想を謳っていても、実際には、女性の選挙権は認めず、既婚女性を法律上の無能力者とし、女性の財産権を剥奪し、結婚による夫への従属を強制、男性優位の離婚法、女性への職業の道と大学の道を閉ざし、女性を隷属的生活に甘んじさせるような状況だったのです。

奴隷と女性の解放運動は、結局は、南北戦争の結果、まず1865年の憲法改正によって奴隷制廃止が先に実現しました。1870年の憲法改正で、「合衆国の投票権は、人種、体色、または従前の労働の状態を理由として拒否または制限されてはならない」と定められました。しかし、憲法改正によるアメリカ連邦での女性の選挙権の確立は、それから50年後の1920年まで待たねばなりませんでした。

こういう状況下でエリザベス・キャディ・スタントンは、1869年に「全国女性参政権協会」を設立して初代会長となり、アメリカ全国で運動を展開していきました。そしてさらに、1895年と1898年に「女性の聖書（Woman's Bible）」を出版しました。これは、彼女が組織した委員会が作ったものですが、聖書に対してフェミニズムの立場からなされた分析、批判として最初の画期的な書物だと評価されています。その序文の一部を紹介します。

「聖書は「中立的な」本ではなく、女性解放の闘いに反対する政治的武器になるものである。それは聖書が、決して神を見ず神と語らなかった男性たちの刻印を押されているからである。（中略）女性を下位に置く考えや女性の服従を求める父権制的な命令は神から出たものであると教会が主張したのに対し、彼女は、全てこうした女性を格下げるテキストは男性の頭から発したものである」。（E・S・フィオンツァ 前掲書 42—52頁）

このように、家父長制的な価値観を批判しています。一般に「フェミニスト神学」と呼ばれる神学の流れが現れてくるのは1960年代の終わり頃からののですが、それよりも70年も前に、聖書の解釈が男性中心に偏っていることを指摘した文献が存在しているのは、驚くべきことだと思います。

女性の権利を求める運動をした日本の女性キリスト者

女性の権利を求める運動に貢献した日本人の女性キリスト者を一人だけご紹介したいと思います。「矢嶋楯子（やじまかじこ）」という女性で、日本で最初に女性解放を推進する団体を組織して、長年その運動に関わってきた人物です。しかし、彼女のことは教科書に記載されることがほとんどないので、名前を知らない方も多いのではないかと思います。

まず、彼女の生い立ちについての話から始めます。彼女は1833（天保4）年6月に肥後国（熊本県）の農家の六女として生まれます。父親は男の子が欲しかったので、6人目もまた女の子かとガッカリして、名前もつけられなかったそうです。それで姉が「勝子」と名付けたのです。彼女は25歳の時に、林七郎という豪農の息子と結婚しましたが、彼には2回の離婚歴があり、酒乱癖がありました。彼女は3人の子を出産して家事と子育てを一生懸命していましたが、ある日酒乱の夫に殺されそうになって、一番の女の子だけを連れて実家に帰りました。当時は、夫から離婚を言い渡すことはできても、妻から離婚はできない時代でした。しかし彼女は、夫が迎えに来た時に、自分の黒髪を根元からバツサリ切り取って硬い決意を示し、自分から離婚を言い渡したのです。しかし、実の父と母とは彼女が若い時に亡くなってしまったので、彼女は姉の嫁ぎ先を転々とするしかありませんでした。姉の一人、久子は、徳富家に嫁いで男の子を出産しました。その長男が後に同志社で新島襄と出会うことになる徳富蘇峰（そほう）です。つまり、矢嶋楯子は、徳富蘇峰の叔母さんにあたるのです。彼女には、直方という兄がいて、東京で仕事をしていましたが病気がなったということで、彼女が子供を熊本に預けたまま上京することになりました。その時に、彼女は自分の名前を自分で「楯子（かじこ）」と改名します。それは、「船の中で何よりも大事なものは楯だ」と、この後の人生も楯を誤らずに行きたいと考えた、と後に語っています。

そして、東京で兄の家の家事をする傍ら、小学校の先生になるための学校に通います。明治5～6年頃は、日本全国に新たに小学校を設立し始めた時代でした。それと同時に明治6年というのは、キリスト教の洗礼の高札が撤去され、キリスト教各派の宣教師が日本で伝道活動を始めた年です。そして1878（明治11）年彼女が45歳の時に、長老派の宣教師だったミセス・マリー・ツルラーと出会い、東京築地のミッションスクールの新栄女学校の教師として働くことになりました。その翌年、楯子は洗礼を受けてクリスチャンになっています。

彼女が53歳の時1886（明治19）年に、マリー・レビットというアメリカからきた女性の講演を聞き、感銘を受けます。このレビットは、「世界キリスト教婦人矯風会」のメンバーとして、日本でこの活動を展開するためにきたのです。それは、女性キリスト者中心の禁酒運動から始まって、禁煙、売春廃止、児童保護、婦人参政権運動などを行っていました。アメリカの西部開拓時代には、バーボンなどを飲み過ぎてアルコール依存症になる男性が多くいて、それによって家庭が崩壊し、女性と子供たちが悲惨な状態になる事例が頻発していたので、そんな社

会を改善していこうと決意した女性たちの団体でした。

矢嶋楯子は、自ら酒乱の夫から逃げ出した経験がありましたから、このレビットの話に大変衝撃を受けたようです。それで、すぐに日本人の女性キリスト者56名で「東京婦人矯風会」を設立して、自ら初代会長になり、『東京婦人矯風雑誌』（1888年4月）という機関誌を発刊し始めました。楯子はこの活動を、学校の教育・運営の仕事を継続しながら続けていきました。この矯風会は、後に全国組織の「日本基督教婦人矯風会」となり、男性も会員になれる制度に変えました。56歳の時には、一夫一婦制を求める建白書を当時の元老院に提出に行きました。死を覚悟して、白装束で提出に行ったというエピソードは有名です。禁酒禁煙運動、公娼制度の廃止運動、参政権運動など男女平等を求める運動、婦人救済事業、戦死者遺族の慰問活動など、多岐にわたります。日清戦争、日露戦争を経験しましたので、89歳の時にはアメリカ大統領に会って、軍縮会議に向けて平和を求める日本人女性1万人の署名を渡す平和運動も行なっています。

このように、彼女が始めた基督教婦人矯風会は、日本で最初の女性解放運動を行なった団体となったのです。この矯風会は現在も活動を継続しています。

まとめ

今日は、キリスト教と女性、女性の人権の歴史について、ほんの一部ですがご紹介しました。過去の歴史が中心ですので、男性と女性というジェンダー区分でお話しました。男性中心の価値観が当然の社会の中で、女性の人権が顧みられなかった時代が長く続いていたことがお分かりいただけたと思います。しかし、それが現実だから仕方がないと諦めてしまうのではなく、「これはおかしい、だからちゃんと考えてみんなで変えていこう」と言って行動してきた人たちによって、現在の私たちの社会、世界が存在しているということをしっかり覚えておいていただきたいと思います。現在は、LGBTQの人たちの権利の問題が議論されています。他にも障がい者の人たちの人権、在日外国人の人たちの人権の問題もあります。さまざまな違いをもつ一人ひとりの人権が、大切に考えられ、尊厳を守られ、そして互いに助けあって、平和に、安心して暮らせる世界を築くために、どういう生き方、考え方をしていけばいいのか、どう行動していけばいいのか、しっかり考えて、明るい未来の社会を形成する道を見出していいただきたい、と心から願っています。

【参考文献】

今波はじめ『矢嶋楯子』 大空社 1999年

日本キリスト教歴史大事典編集委員会編「矢嶋楯子」「日本基督教婦人矯風会」『日本キリスト教歴史大事典』 教文館 1988年

2021年10月27日 同志社スピリット・ウィーク秋学期
オンラインによる「講演」記録